

令和 7 年つくば市議会定例会令和 8 年 2 月定例会議

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣 旨
陳情 7 第 18 号	1・7	つくば市の財政運営における構造的非効率の是正と財源再編による市民負担軽減を求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■ ■■ ■■	別 紙
陳情 7 第 19 号	1・16	mRNA ワクチン(レプリコン ワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	千葉県旭市■■■■■■■■■■■ ■■ ■■	別 紙
陳情 7 第 20 号	2・10	つくば市事務事業マネジメントシートにおける法令に基づく義務的事務の誤分類是正と編集可能データの公開を求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■ ■■ ■■	別 紙



第 17 号 18 号

2026 年 1 月 7 日

つくば市議会議員 黒田健祐 宛て

つくば市の財政運営における構造的非効率の是正と 財源再編による市民負担軽減を
求める陳情書

陳情者の住所 住所 茨城県つくば市

氏名

連絡先

陳情趣旨

つくば市が公表している令和 5 年度事務事業マネジメントシートおよび各事業の実態を精査した結果、複数の事務事業において、費用構造・人員配置・委託費の妥当性に関し、行政評価と実態の間に重大な不整合が認められた。

特に、①公共交通事業 (No.310)、②固定資産評価 (No.156)、③情報システム運用管理 (No.109)、④地域交流センター管理運営 (No.189)、⑤戸籍住民登録・窓口事務 (No.124) の 5 事業は、費用対効果・運用方式・人件費構造において改善余地が大きく、年間 7～11 億円規模の財源再編が可能であると推計される。

一方で、市民全体が利用する基幹インフラである下水道料金は「財政健全化」を理由に値上げされているにもかかわらず、改善余地の大きい事務事業については十分な見直しが行われていない。この状況は、市民負担の公平性および財政運営の整合性の観点から問題が大きい。

つくば市の行政運営の透明性、公平性、効率性を確保するため、以下の制度改善および財源再編を求める。

陳情事項

1 公共交通事業（No.310）の費用構造の見直し

つくバス・つくタクにおける路線別の利用者数、運行経費、1人あたりコストを公開し、タクシー料金を上回る「逆転路線」については縮減またはタクシー券方式への転換を検討すること。

2 固定資産評価事務（No.156）のDX化による効率化

図面と現地の目視照合等に依存した前近代的な運用を改め、航空写真解析、LiDAR、GIS等を活用した評価方式へ移行し、人件費の削減と業務効率化を図ること。

3 情報システム運用管理（No.109）の契約内容の精査

年間8億円規模の保守委託費について、契約内容・費用構造・ベンダー依存度を精査し、共通基盤SaaSやオープンソースの活用等により、費用の適正化を図ること。

4 地域交流センター管理運営（No.189）の合理化

利用者1人あたりの公費補填が過大となっている現状を踏まえ、利用要件の見直し、スマートロック導入等による無人化、予約枠のオンライン化等により、管理コストの削減を図ること。

5 戸籍住民登録・窓口事務（No.124）のオンライン化推進

デジタル化の進展に応じ、手続きのオンライン化、セルフ端末の導入、人員配置の最適化を進め、市民の待ち時間削減と人件費の効率化を図ること。

6 創出財源の子育て支援施策等へのスライド

上記5事業の改善により生じる年間7～11億円規模の財源を、財政調整基金へ影響を与えることなく、給食費等の子育て支援施策に充当すること。なお、これらの施策に充当しない場合は、市民への直接的な減税または公共料金等の負担軽減として還元することを求める。

以上

2026 年 1 月 7 日

つくば市議会議長 黒田健祐 宛て

つくば市の財政運営における構造的非効率の是正と 財源再編による市民負担軽減を
求める陳情書（別紙）

陳情者 住所 茨城県つくば市

氏名

連絡先

【別紙】 主要 5 事業における財源再編の計算根拠

1 はじめに

本資料は、つくば市が公表している令和 5 年度事務事業マネジメントシートに基づき、主要 5 事業（No.310、No.156、No.109、No.189、No.124）における費用構造と非効率部分を整理し、改善によって生じる財源規模を算出したものである。これにより、子育て支援施策（給食費等）への財源スライドが現実的に可能であることを示す。

2 対象事業の財政規模

本別紙で扱う 5 事業の年間事業費は以下の通りである。

- 公共交通事業（No.310）：約 10 億円
- 固定資産評価（No.156）：約 1.3 億円（人件費中心）
- 情報システム運用管理（No.109）：約 8 億円
- 地域交流センター管理運営（No.189）：約 4.9 億円
- 戸籍住民登録・窓口事務（No.124）：約 1.4 億円

合計：約 25 億円規模

これらの事業は、費用対効果の観点から改善余地が大きく、財源再編の主要対象とな

り得る。

3 非効率部分の整理による削減可能額

各事業の実態を踏まえると、以下の非効率部分が確認される。

- 1 公共交通事業における逆転路線・低密度路線の高コスト運行
- 2 固定資産評価における 18 名体制のアナログ事務（目視・紙図面）
- 3 情報システム運用における特定ベンダー依存（ロックイン）
- 4 地域交流センターの稼働率低迷と常駐管理コスト
- 5 窓口事務におけるデジタル化後の人員最適化不足

これらを整理した場合、全国の自治体の類似事例から見ても、事業費の 20～40%程度の効率化が可能と考えられる。

主要 5 事業の合計事業費（約 25 億円）に当てはめると、削減可能額は以下の通りとなる。

- ・ 20%削減：5 億円
- ・ 30%削減：7.5 億円
- ・ 40%削減：10 億円

本陳情では、保守的に 7～11 億円規模を財源再編可能額として推計する。

4 給食費等へのスライド可能性

つくば市の小中学校における年間給食費は、1 人あたり約 6～8 万円とされる。

削減額を給食費に換算すると以下の通りである。

7 億円の場合

- ・ 6 万円換算：約 11,600 人分
- ・ 8 万円換算：約 8,750 人分

11 億円の場合

- ・ 6 万円換算：約 18,300 人分
- ・ 8 万円換算：約 13,750 人分

これは、つくば市の児童生徒数の大部分をカバーできる規模であり、給食費の大幅な軽減または無償化が現実的に可能であることを示している。

5 財政調整基金への影響について

本資料で示した財源は、既存の一般財源の支出構造を見直すことで確保されるものであり、財政調整基金への積み立てを減らす必要はない。

したがって、給食費等の子育て支援施策へのスライドは、財政健全性を損なうことなく実施可能である。

6 結び

本資料は、主要 5 事業の非効率部分を整理することで、つくば市の子育て支援施策に大きな財源を生み出せることを示したものである。市民の税負担に対する説明責任を果たし、公平で持続可能な財政運営を実現するため、本件についての真摯な検討をお願いする。

以上



令和 8 年 1 月 16 日

つくば市議会議員
黒田健祐殿

陳情者

住所 千葉県旭市

電話

mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書**【要旨】**

下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定による意見書を、国に対して提出するよう陳情する。

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

この陳情書の検討にあたっては、資料を確認し熟慮の上で行うこと、ならびに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。

【理由】

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国 126 の市区町村、4,200 万回接種後死亡観測データ（令和 8 年 1 月 12 日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、594 人となっています（資料 1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約 3~4 か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和 7 年 12 月 23 日時点）は、累計進達受理件数 14,660 件、累計認定数 9,412 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,059 件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下 mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞が mRNA を取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料 2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4 の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和 6 年 8 月 8 日 感発 0808 第 5 号 医薬発 0808 第 1 号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会（2025 年 12 月 11 日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決されました。この前例を踏まえ、貴市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

つくば市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

記

資料**1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト**

https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php

2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺に mRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」 論文 URL : <https://doi.org/10.1111/1346-813817204>

以上

mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求める意見書

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国 126 の市区町村、4,200 万回接種後死亡観測データ（令和 8 年 1 月 12 日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、594 人となっています（資料 1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約 3~4 か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和 7 年 12 月 23 日時点）は、累計進達受理件数 14,660 件、累計認定数 9,412 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,059 件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下 mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞が mRNA を取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料 2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4 の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和 6 年 8 月 8 日 感発 0808 第 5 号 医薬発 0808 第 1 号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

以上のことから、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求めます。

資料 1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト

https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php

資料 2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺

mRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」

論文 URL : <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

記

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

つくば市 議会議長

提出先 内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿



陳情 7 第 20 号

2026 年 2 月 10 日

つくば市議会議長 黒田健祐 様

つくば市事務事業マネジメントシートにおける法令に基づく義務的事務の誤分類是正と編集可能データの公開を求める陳情書

陳情者 茨城県つくば市

氏名

連絡先

陳情趣旨

つくば市が公表している令和 5 年度事務事業マネジメントシートを精査した結果、国の法律または県条例に基づき実施が義務付けられている事務が、「自治事務（任意）」と誤って分類されている事例が多数存在することが判明した。

これらの事務は、市民ニーズの有無にかかわらず、地方公共団体として必ず実施しなければならないものであり、「任意」と分類される余地は制度的に存在しない。

さらに、マネジメントシートが PDF 形式のみで公開されているため、市民が内容を検証・分析することが極めて困難であり、行政運営の透明性・説明責任の観点から問題が大きい。

つくば市の行政運営の正確性・透明性・法令遵守を確保するため、以下の制度改善を求める。

陳情事項

1 法令に基づく義務的事務の誤分類の是正

旅券事務（旅券法）、戸籍・住民票事務（戸籍法・住基法）、例規集編集（地方自治法）、職員の労働安全衛生（労安法）、保育所維持管理（児童福祉法）、下水道管理（下水道法）など、法令に基づく義務的事務が「自治事務（任意）」と分類されている事例について、全庁的な再点検と分類の是正を求める。

2 義務的事務への不適切な評価項目の適用の見直し

義務的事務に対し、「市民ニーズ」「優先度」「進捗」等の裁量事務向け評価項目を適用することは制度的に不適切であるため、評価制度の見直しを求める。

3 事務区分（義務／任意）の定義と運用の明確化

「自治事務（任意）」の概念が行政内部で統一されておらず、法令に基づく事務と混同されている可能性が高い。事務区分の定義を明確化し、法務部門によるチェック体制の強化を求める。

4 事務事業マネジメントシートの編集可能ファイルの公開

現在 PDF のみで公開されているマネジメントシートについて、Word・Excel 等の編集可能な元データを市民に提供し、PDF と同時に公開することを求める。

PDF 形式のみでは、

- 誤分類の検証
- 比較表の作成
- 再分類作業
- オープンデータとしての再利用

が困難であり、市民参加・透明性・説明責任の理念に反する。

陳情理由（要点）

1. 法令に基づく義務的事務は、市民ニーズに関係なく必ず実施しなければならない。
「任意」と分類することは、法令遵守の観点から重大な問題である。
2. 誤分類は、市民に誤った印象を与え、行政の信頼性を損なう。
3. PDF のみの公開は、市民による検証を困難にし、透明性を欠く。
4. 編集可能データの公開は、国が推進するオープンデータの理念にも合致する。

結び

本陳情は、行政を批判するためのものではなく、つくば市の行政運営の透明性・正確性・法令遵守を高めるための建設的な提案である。

議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、行政に対する適切な指導・是正をお願い申し上げます。

以上